

令和4年度

中部地方整備局コンプライアンス報告書

令和5年3月 中部地方整備局

令和4年度 中部地方整備局コンプライアンス報告書

目次

はじめに	… 3
1. 令和4年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定	… 4
2. 職員のコンプライアンス意識の一層の醸成	… 4～11
A. 取組の実施状況	
(1) 事案の事実経過等の周知による職員の危機意識の醸成	
①事案の事実経過等の職員周知<再発防止>	
②コンプライアンス不祥事情報等の提供	
(2) コンプライアンス宣言等	
①組織としての「コンプライアンス宣言」の掲示<再発防止>	
②「コンプライアンス宣誓」<再発防止>	
③コンプライアンス携帯カードの携行徹底<再発防止>	
④パソコン画面へのコンプライアンス・メッセージの表示	
(3) 研修等における講義の実施	
①研修・講習の質的な充実<再発防止>	
②事務所長等を対象としたコンプライアンス講習の実施	
③新規採用職員等のコンプライアンス意識の早期醸成	
④コンプライアンス・ミーティングの実施	
⑤e-ラーニングの実施（復習機能の活用）<再発防止>	
B. 検証（評価）	
3. 「事業者等」との接触に関するルールの強化	… 11～14
A. 取組の実施状況	
(1) 事業者等との飲食に関するルールの徹底	
①事業者との飲食の届出<再発防止>	
(2) 事業者等との応接ルールの徹底	
①オープンスペースにおける応接の徹底及び実効性の確保<再発防止>	
②事務所長等の応接状況の組織的把握	
(3) 事業者等へのルールの遵守の要請	
①事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請等<再発防止>	
②有資格者業者への競争参加資格認定通知時の周知<再発防止>	
③リーフレットの掲示の徹底<再発防止>	
④退職準備セミナーにおける指導<再発防止>	
B. 検証（評価）	
4. 風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり	… 14～16
A. 取組の実施状況	
(1) 事業者等との組織的対応の継続《事前対応》	
①事業者等との対応方法等で迷った時の相談体制の継続<再発防止>	
②具体的な対応例等の組織的な共有<再発防止>	

(2) 内部報告の匿名性確保等	
①匿名性を確保した報告方法の周知<再発防止>	
(3) 事業者等との組織的対応の継続《事後対応》	
①端緒段階で不正を摘み取る組織的対応の継続<再発防止>	
B. 検証（評価）	
5. 入札契約関係の情報管理の徹底	… 16～19
A. 取組の実施状況	
(1) 入契委員会の運営や入札契約方式の見直し	
①入契委員会の構成員の限定化<再発防止>	
②技術評価点の審査時期の後倒し<再発防止>	
③同時提出方式の適用工種等の拡大の試行継続<再発防止>	
(2) 情報管理の徹底	
①予定価格等の積算にかかる厳格な情報管理<再発防止>	
②技術審査データの厳格な管理<再発防止>	
③技術提案書の厳格な情報管理<再発防止>	
④発注担当職員の情報管理の徹底<再発防止>	
(3) 積算と技術審査・評価の分離	
①本局発注工事における分離体制の確保<再発防止>	
B. 検証（評価）	
6. 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証	… 19～22
A. 取組の実施状況	
(1) 再発防止策のフォローアップ <再発防止>	
(2) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等	
(3) 意識調査の実施	
(4) 監査機能の充実<再発防止>	
B. 検証（評価）	
7. その他	…22
A. 取組の実施状況	
(1) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化	
B. 検証（評価）	
8. コンプライアンス推進体制	… 22～24
A. 取組の実施状況	
B. 検証（評価）	
9. アドバイザリー委員会の評価・意見	… 24～25
まとめ	… 25～26

はじめに

平成 24 年 10 月 17 日、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し職員が談合行為に関与していたとして、国土交通省は公正取引委員会から 3 回目の改善措置要求を受けたことから、国土交通省全体としての改善措置を要請されるに至った。

国土交通省内に「高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置し、平成 25 年 3 月 14 日、「再発防止対策」を取りまとめ、中部地方整備局としても、この再発防止対策の実施に努めてきた。

しかしながら、平成 28 年度の平成 28 年 9 月 30 日、三重河川国道事務所の課長が、また、平成 28 年 12 月 3 日には、北勢国道事務所の副所長が、それぞれ収賄等の容疑で逮捕された。

中部地方整備局は、このような事態の発生に強い危機感を持ち、「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」を設置した。委員会においては、従来のコンプライアンスに関する取組が十分であったか、不正行為を看過する組織の風土がなかったか、職員の倫理意識や情報管理のあり方はどうであったかを含め、徹底して不正事案の発生の要因を考察し、抜本的な再発防止策の検討を進め、平成 29 年 3 月 14 日「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」で不正事案再発防止策を取りまとめた。

中部地方整備局では、この再発防止対策と、外部有識者からなるコンプライアンス・アドバイザー委員会からの提言等を踏まえて、「中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を毎年度策定し、継続的な取組の実施に努めてきた。

コンプライアンス推進計画の実施状況は、毎年度取りまとめて公表することとしており、本報告書は、令和 4 年度に中部地方整備局において推進計画に基づき実施した取組を取りまとめ、その取組における評価を付したものである。

なお、令和 5 年 1 月 24 日に、中部地方整備局発注の資材調達に関して、名古屋港湾事務所の元事務所長が入札談合等関与行為防止法違反等の容疑で逮捕された。

このため、外部有識者からなる第三者委員会「中部地方整備局発注の資材調達にかかる不正事案再発防止対策検討委員会（以下、「再発防止委員会」という。）」を令和 5 年 2 月 3 日に設置し、事実関係の把握や原因の究明、再発防止策の検討が行われているところであり、本報告書では当該事案を踏まえた取組等は、対象としていない。

なお、同元事務所長は、令和 5 年 2 月 14 日に名古屋港湾事務所発注の工事の一般競争入札に関し、入札談合等関与行為防止法違反等の容疑で逮捕され、さらに、令和 5 年 3 月 7 日に収賄の容疑で逮捕された。令和 5 年 2 月 20 日開催の第 2 回再発防止委員会においては、令和 5 年 2 月 14 日の逮捕事案も検討事項に加えることとし、委員会の名称も「中部地方整備局発注の資材調達等にかかる不正事案再発防止対策検討委員会」に変更となった。

*本報告書中、

二重線囲みの部分  は、令和 4 年度 コンプライアンス推進計画
点線囲みの部分  は、取組の実施状況に対する自己評価

1. 令和4年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定

「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」は、「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」において、二つの不正事案は、基本的には個人の責に帰すべきものではあるが、中部地方整備局の組織内に潜在していた問題が露呈したのではないかといった視点から、強い危機感を持って、これまでのコンプライアンスに関する取組の点検等を行い、事実経過や職員からの意見等を考察し、その発生要因を徹底的に分析し、

- ①職員のコンプライアンス意識の一層の醸成
- ②「事業者等」との接触に関するルールの強化
- ③風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり
- ④入札契約関係の情報管理の徹底

という四つの柱から構成される再発防止策を取りまとめた。

これらの再発防止策に加え令和3年に発生した北海道開発局及び九州地方整備局における不正事案も踏まえ、令和4年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画（案）を、令和4年3月2日に開催された中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会に提示し、同委員から提言等を頂き、令和4年3月29日に開催した中部地方整備局コンプライアンス推進本部会議において決定した。

本推進計画は、中部地方整備局ホームページで公表するとともに、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じて全職員に周知を行った。

2. 職員のコンプライアンス意識の一層の醸成

A. 取組の実施状況

(1) 事案の事実経過等の周知による職員の危機意識の醸成

①事案の事実経過等の職員周知<再発防止>

職員一人ひとりが、平成28年度に発生した中部の不正事案を身近な教訓として認識し、危機意識を持って行動していくために、引き続き事案毎の事実経過等の周知を図る。

さらに、事案を風化させることなく教訓として継承していくため、端緒を含む要因や事実を具体化した教材を作成し、研修等で活用する。

事案の事実経過等の職員周知については、事案毎の事実経過等が記載された「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」を職員向けイントラネットに掲示するとともに、適正業務管理官等が実施したコンプライアンス講習では、不正事案発生当時に当該事務所の副所長として職員逮捕～裁判などの対応にあたった職員が、自らの経験談、社会的制裁、職場・家族への影響等を語った平成30年のコンプライアンス講習会の録画映像を活用することにより臨場感が伝わるよう工夫し、また、その他の講習等では、事案毎の事実経過等を講習の内容に含めて実施した。

②コンプライアンス不祥事情報等の提供

コンプライアンス意識の啓発を促すため、発注担当職員に係る業務全般について

の各種法令違反も併せて、他の不祥事事例などの情報を適宜事務所等に提供する。

コンプライアンス不祥事情報等の提供については、コンプライアンス意識の啓発を促すために、「関東地方整備局利根川下流事務所発注工事に係るコンプライアンス違反」及び「砂防工事現場で発生した私的な現場案内中の事故」について、コンプライアンスミーティングのテーマとして実施し、事案の共有を図るとともに、参考となる事例をパソコンのポップアップメッセージで発信した。

令和4年度 コンプライアンス不祥事情報等の提供

No.	提供日	提供内容
1	R4. 12	防衛省近畿中部防衛局における不正事案、北海道開発局及び九州地方整備局における不正事案（再情報提供）（ポップアップメッセージ）
2	R4. 11～ 12/9	関東地方整備局利根川下流事務所発注工事に係るコンプライアンス違反（コンプライアンスミーティング）
3	R4. 12	砂防工事現場で発生した私的な現場案内中の事故（コンプライアンスミーティング）

（2）コンプライアンス宣言等

①組織としての「コンプライアンス宣言」の掲示<再発防止>

中部地方整備局において、二度とこのような不祥事を起こさないという強い信念を恒常的に持ち、その信念が事業者等来庁者にも理解されるよう、組織としての「コンプライアンス宣言」を策定し、玄関や受付など職員及び来庁者の目に付く箇所へ掲示する。

平成29年3月14日に、組織としての「コンプライアンス宣言」を策定し、全職場において、玄関や受付など職員及び来庁者の目に付く箇所への掲示を継続した。

②「コンプライアンス宣誓」<再発防止>

管理職員が、改めてコンプライアンスの取組を率先垂範し組織風土を変えていく必要があるため、管理職員が就任時及びその後の異動の都度、「コンプライアンス宣誓書」を直筆で作成し、常にコンプライアンス意識を高く持って職務にあたることとする。

管理職員（俸給の特別調整額を給する管理監督職員）は就任時に、「コンプライアンス宣誓書」を直筆で作成し宣誓を行った。宣誓文本紙は自らが保持し、コンプライアンス意識を常に高く持ち職務にあたるよう活用を図った。また、令和4年度からハラスメント防止に関する項目を追加した。

③コンプライアンス携帯カードの携行徹底<再発防止>

職員一人ひとりが、国土交通省職員としての自覚と二度と不祥事を起こさないという信念を常に持って業務を遂行していくために、「コンプライアンス宣言」を付

加したコンプライアンス携帯カードの携行を徹底する。

「コンプライアンス宣言」を付加したコンプライアンス携帯カード（令和4年3月29日：裏面を相談窓口に変更）について、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じて携行の徹底を継続した。

④パソコン画面へのコンプライアンス・メッセージの表示

コンプライアンス意識の高揚と徹底を図るため、職員のクライアントパソコンにコンプライアンス・メッセージを表示する。

パソコン起動時にコンプライアンス・メッセージを自動表示させることにより、必ず職員が目に触れる機会を設け、コンプライアンスに対する意識付けを行うことを目的として、計6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）にメッセージ表示を行った。また、在宅勤務等によりパソコンを常時起動させているケースも多いことからガールーン掲示板への掲示も併せて行い周知を図った。

(3) 研修等における講義の実施

①研修・講習の質的な充実<再発防止>

コンプライアンスの研修や講習などの取組は、職員の気づきや振り返りの機会となるので、全職員のコンプライアンス意識の浸透を図るため、全職員が研修や講習等で年1回以上コンプライアンス講習を受けるように、全ての職員を対象に講習会を実施すると共に、中部地方整備局で実施する計画研修において、コンプライアンスに関するカリキュラムを設け、不正事案毎の事実経過及び不祥事発生時のリスク等、関係法令に関する知識の付与等についての講義（自習も含む）を実施する。

講習内容も平成28年度不正事案のみならず、他のコンプライアンス違反事例、再発防止に向けての取組、ハラスメント等について説明し、更なる職員のコンプライアンス意識の醸成を図る。

併せて、職務の階層や内容等に応じて、発注担当職員に係る業務全般について各種法令遵守も併せて留意すべき課題等を具体化した内容で研修・講習を実施する。

更に、コンプライアンス講習会を拡充していくため、コンプライアンス・インストラクターの養成を図り、会議等での講習の充実を図る。

適正業務管理官によるコンプライアンス講習については、新型コロナウイルス感染症拡大防止やテレワークの普及による勤務形態の多様性に対応するため、イントラに録画映像を掲載し、時間と場所を選ばず受講できるオンデマンド方式で実施した。また、受講期間後もイントラに録画映像を残し、受講期間内に受講に参加できなかった職員も受講できるよう措置した。当該講習では、不正事案発生時に当該事務所の副所長として職員逮捕～裁判などの対応にあたった職員が、自らの経験談、社会的制裁、職場・家族への影響等を語った平成30年のコンプライアンス講習会の録画映像を活用することにより臨場感が伝わるよう工夫し、平成28年度不正事案の事実経過を踏まえて、発注者綱紀保持規程や国家公務員倫理規程で定められているルールの意味等が理解できる内容とするとともに、ハラスメントや文書管理に関する説明し、広い意味でコンプライアンス意識の

向上につなげる機会とした。

中部地方整備局で計画された職員研修（総合課程及び教養課程）等の 15 コースにおいても、業務全般に係る法令遵守の徹底にも留意して、コンプライアンスに関する講義（発注者綱紀保持・公務員倫理・事案毎の事実経過等）を実施した。平成 28 年度不正事案の事実経過を踏まえて、発注者綱紀保持規程や国家公務員倫理規程で定められているルールの意味等が理解できる内容とするとともに、事案毎の事実経過等を取り入れたグループ討議方式を用いて、職員一人ひとりが身近な教訓として自らのこととして認識する機会とした。

※参考：各講習会等の実績一覧

- ・令和 4 年度 適正業務管理官等によるコンプライアンス講習実績（オンデマンド方式）

（講習内容：発注者綱紀保持、公務員倫理・ハラスメント防止、公文書管理）

適正業務管理官等によるコンプライアンス講習を、講習の内容を録画した動画をイントラネットに掲載し、オンデマンド方式で実施した。併せて、それでも受講期間内に受講できなかった職員のために、受講期間後もイントラに録画映像を残すことで、職員研修等による受講と併せて年 1 回以上の機会を確保した。

（6 月 30 日現在、受講率 97.4%）

受講期間		対象者	受講人数
5 月 27 日～6 月末		全職員	2,812 名

- ・令和 4 年度 職員研修実績表（研修の中でコンプライアンス講義を実施）

（講義内容：発注者綱紀保持・公務員倫理・事案毎の事実経過等）

中部地方整備局で計画された職員研修等（15 コース、596 名）において、コンプライアンスに関する講義（発注者綱紀保持・公務員倫理・事案毎の事実経過等）を実施した。

No.	研修名	研修対象者	人数
1	初任職員	新規採用職員	129 名
2	新任係長（事務・技術）	事務系・技術系新任係長	68 名
3	管理職マネジメントⅠ期	新任管理職	32 名
4	管理職マネジメントⅡ期	新任管理職	33 名
5	建設技術Ⅰ	採用後 2 年目の技術系職員	48 名
6	入札契約制度	契約事務に携わる係長、一般職員	16 名
7	初任技術Ⅱ	新規採用の技術系職員	60 名
8	中堅係長Ⅱ	本局係長概ね 1 年目～2 年目の職員	30 名
9	中堅係長	事務所係長層概ね 2 年目～3 年目職員	30 名
10	入局式（10 月）	新規採用職員	8 名
11	初任事務	新規採用の事務系職員	43 名

12	建設技術Ⅱ	採用後3年目の技術系職員	41名
13	入札契約・公物管理基礎	採用後2年目の事務系職員	27名
14	中堅事務	採用後3年目の事務系職員	26名
15	入局式(1月)	新規採用職員	5名

- 外部講師として、公正取引委員会中部事務局から講師を招き、「入札談合の防止について」の講習を、令和4年10月3日～10月31日までの期間、オンデマンド形式にて実施した。

- 令和4年度 ブロック会議等での講習の実施

No.	開催日時	会議名	参加者
1	5月31日	三重ブロック副所長用地課長等会議	23名
2	6月23日	静岡ブロック用地担当者会議	10名

②事務所長等を対象としたコンプライアンス講習の実施

事務所長等は、コンプライアンス推進責任者であり、公私にわたり高いコンプライアンス意識を保持し行動することが求められることから、事務所長等を対象としたコンプライアンス講習を実施する。

事務所長等を対象としたコンプライアンス講習については、令和3年度に北海道開発局職員が事務所長在職時に秘密情報を漏洩し官製談合防止法違反で処罰される不正事案が発生したことを踏まえ、令和4年4月14日に対面形式で実施した。

講習開催の背景となった不正事案の内容周知、コンプライアンス推進体制における事務所長等の役割、令和4年度コンプライアンス推進計画(新たな取組)、発注者綱紀保持規程のポイントに加え、ハラスメント防止のための管理職の役割や令和4年度ハラスメント防止の取組計画について説明を実施し、公私にわたり高いコンプライアンス意識の保持を図った。

③新規採用職員等のコンプライアンス意識の早期醸成

新規採用(期間業務職員含む)・中途採用職員・地方公共団体からの出向者等に対して、年度当初等の配属のあった時期に、平成28年度不正事案の概要、発注者綱紀保持規程及び国家公務員倫理規程の概要、コンプライアンス推進計画等の基礎的な知識についての説明を行い、中部地方整備局職員としてのコンプライアンス意識の醸成を早期に図る。

新規採用職員(期間業務職員含む)、中途採用職員、地方公共団体からの出向者等に対し、採用後2ヶ月以内に、平成28年度の不正事案の概要、発注者綱紀保持規程及び国家公務員倫理規程の概要、コンプライアンス推進計画等の基礎的な知識について、コンプライアンス推進室長等より説明を実施し、早期にコンプライアンス意識の醸成を図った。

④コンプライアンス・ミーティングの実施

コンプライアンス・ミーティングは、職員相互間で意見を出し合うことによりコンプライアンス意識の醸成やコミュニケーションの強化を図る上で優れた手法であり、テーマの設定及び実施方法についてより理解が深まるよう工夫して実施する。

テーマの設定においては発注者綱紀保持規程の事例にとどまらず、風通しの良い職場づくりや情報管理に関するテーマなどを幅広く設定し、広い意味でのコンプライアンス意識の向上につなげていく。

コンプライアンス・ミーティングについて、各事務所等において計4回実施した。

・第1回

実施期間：6月～7月15日

テーマ：「身近なコンプライアンスリスクとその対応策等について」

令和3年度第2回コンプライアンス・ミーティングで出された多くの身近なコンプライアンスリスク等に関する意見等を共有し、それを自分の身近なコンプライアンスリスクに置き換えたうえで、改めて対応策等を考え不祥事につながりかねない事態を未然に防止することを目的として、意見交換を行った。

・第2回

実施期間：9月1日～9月30日

テーマ：「私の悩み」

社会的にセクシュアル・ハラスメントの意識が高まる中で、セクハラとは何なのかを考え、働きやすい職場環境づくりを進めることを目的として意見交換を行った。

・第3回

実施期間：11月1日～12月9日

テーマ：「関東地方整備局発注工事に係るコンプライアンス違反について考える」

当該事案の内容を共有し、コンプライアンスリスクとして認識するとともに、それを自分の所属に置き換えたうえで、中部地方整備局（各所属）で同様のコンプライアンス違反が生じないようにするため、ざっくばらんな意見交換を行い、コンプライアンス意識を高めることを目的として意見交換を行った。

・第4回

実施期間：12月1日～12月28日

テーマ：「砂防工事現場で発生した私的な現場案内中の事故について考える」

年度当初予定されていなかったが、中部地方整備局管内において、公私混同した行為が事故発生により明るみになる事案が発生したことから、緊急ミーティングと位置付けて実施した。

①全職員対象の職員ミーティング

当該事案の事実経緯等について認識を共有し、職員ひとり一人が問題点等を身近な教訓とするとともに、自分自身や自身の所属において同様の非違行為、倫理・コンプライアンス違反が起こらないよう倫理・コンプライアンス意識を高めることを目的に意見交換を行った。

②受発注者ミーティング

発注者と受注者は“立場が対等である”という意識の醸成、発注者からの依頼で問題があるものには「Noと言える」環境を構築することを目的として受発注者の双方が参加して意見交換を行った。

⑤eラーニングの実施（復習機能の活用）＜再発防止＞

公務員倫理や発注者綱紀保持に関する職員の知識と認識を向上させるため、職員が自席においていつでも必要な知識を習得することができる eラーニングを実施する。なお、復習機能を活用することで、更なる知識と認識の向上を図る。

eラーニングの実施について、第1回目（7月）は、発注者綱紀保持規程に関する問題（10問）を学習した。第2回目（12月）は、国家公務員倫理規程に関する問題（10問）を学習した。学習にあたっては復習機能を活用して知識と認識の向上を図った。

B. 検証（評価）

【自己評価】

「コンプライアンス宣言」を玄関や受付など職員及び来庁者の目に付く箇所へ掲示し二度とこのような不祥事を起こさないという強い信念を内外に表明した。

また、「コンプライアンス宣誓書」を全ての管理職員が直筆で作成・所持することによって、あらためて、コンプライアンスの取組を率先垂範すべき管理職員が常に意識を高く持って職務にあたることとした。

職員研修において実施したコンプライアンス講義や、適正業務管理官等によるコンプライアンス講習等の実施により、全職員が年1回以上コンプライアンス講習を受ける機会を確保し、全職員のコンプライアンス意識の浸透を図った。不正事案の事実経過等については講習等の内容に含めて説明するとともに、今年度の適正業務管理官による講習には、不正事案発生時に当該事務所の副所長として職員逮捕～裁判などの対応にあたった職員が、自らの経験談、社会的制裁、職場・家族への影響等を語った平成30年のコンプライアンス講習会の録画映像を活用することにより臨場感が伝わるよう工夫した。その結果、平成28年度不正事案や不祥事を起こした結末を職員自らのこととして受け止め、危機意識を持って行動することが重要であることを徹底することが出来た。この録画映像は、職員に大変好評であったことから、今後も活用を図っていく。

また、職員研修は、発注者綱紀保持規程や国家公務員倫理規程で定められているルールの意味等が理解できる内容とするとともに、グループ討議方式を用いて、職員一人ひとりが自らのこととして認識する機会とした。さらに、パワーハラスメント等のハラスメント防止等についても説明することにより、幅広いコンプライアンス意識の向上を図った。また、公正取引委員会を講師とした講習を開催し、官製談合防止法等の基礎的な知識を深める取組を行ったが、さらに外部講師を活用し、より効果的なコンプライアンス意識の向上及び取組のマナー防止を図る必要がある。

今年度は、適正業務管理官等による講習及び公正取引委員会による講習とともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止やテレワークの普及による勤務形態の多様性に対応

するため、時間と場所を選ばず受講できるオンデマンド方式で実施した。職員アンケートでは、都合の良い時間・場所を問わずにテレワーク時にも受講できる、聞き逃したところを聞き直したりでき、対面やWEB形式にはない理解の深さが得られたなど好意的な意見が寄せられ、職員の7割以上が、来年度以降もオンデマンド形式での実施を望む結果となっている。

今年度、初めて実施した事務所長等を対象としたコンプライアンス講習は、今年度は、適正業務管理官等が講師を務め、令和3年に発生した北海道開発局の不正事案を周知し、一定の効果はあったが、継続的により効果的なものとするために、今後は、外部講師の活用も検討していく。

新規採用職員等のコンプライアンス意識の早期醸成については、若手職員や経験の浅い職員ほど、自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ることから、早期に醸成を図り、採用後2ヶ月以内に100%、発注者綱紀保持規程等の説明を実施できた。

また、コンプライアンス意識の浸透状況の確認、意識や知識の底上げを図るフォローアップを行い、コンプライアンス意識の定着を図る必要がある。

コンプライアンス・ミーティングについては、職員アンケートにおいて、「職員のコンプライアンス意識の一層の醸成」に最も効果があった取組と評価されており、今後においても平成28年度不正事案の記憶を風化させることなく、コンプライアンス意識の醸成や職場のコミュニケーションを向上させる一つのツールとして、役職、年齢等の属性毎の特性に応じ、テーマを工夫しながら、積極的に継続実施していく。

eラーニングについては、発注者綱紀保持及び国家公務員倫理関係について基礎的な問題から応用問題まで幅広く出題し、必要な知識の習得ができるよう工夫した。

3. 「事業者等」との接触に関するルールの強化

A. 取組の実施状況

(1) 事業者等との飲食に関するルールの徹底

①事業者との飲食の届出<再発防止>

事業者等との勤務時間外の飲食ルールを十分に徹底していくために、管理職員等が事業者等と飲食した場合には、飲食の金額に関係なく、事後に、相手方事業者等の氏名、日付、場所、金額等を書面により届け出ることを引き続き徹底する。

毎月開催しているコンプライアンス推進本部会議において、事業者等との飲食の届出状況を報告した。今年度も昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う飲食の自粛措置等により、届出状況としては依然少ない状況であるが、一昨年度・昨年度に比べ、増加の傾向にある。

(2) 事業者等との応接ルールの徹底

①オープンスペースにおける応接の徹底及び実効性の確保<再発防止>

事業者等との応接にあたっては、公正かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かないようにすべきであり、原則として受付カウンター等のオープンな場所で複数の職員により対応することを引き続き徹底する。

また、少人数官署においても、受付名簿を備え、企業名、氏名、理由等の記入を求めた上で応接することを引き続き徹底する。

事業者等との応接にあたっては、eラーニングを活用した学習や講習会等で繰り返し説明するなど応接ルールの周知を徹底した。また、少人数官署においても、受付名簿を備え、企業名、氏名、理由等の記入を求めた上で応接することを徹底し、各事務所の発注者綱紀保持担当者（事務所長等）が受付名簿を確認するとともに、その状況をコンプライアンス推進本部会議で情報共有した。受付名簿については、来庁者が他の来庁者情報を知り得ないように令和元年 12 月より連記方式から個別方式へと変更し、情報管理の徹底の強化を図った。

②事務所長等の応接状況の組織的把握

事業者等が、事務所長等を訪問する際のアポイント受付窓口を総務担当等に一元化するとともに、事務所長等の執務室への自由な出入りを制限し、総務担当等を経由した上で応接することを原則とすることにより、組織として応接状況を把握できるようにする。

従来より、アポイント受付窓口は、総務担当等に一元化されている事務所等が多いところ、原則化することにより、組織として応接状況の把握を徹底した。

(3) 事業者等へのルールの遵守の要請

①事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請等<再発防止>

事業者等に対し、「中部地方整備局コンプライアンス推進計画」の周知を継続するとともに、従業員がルールに反する働きかけ等を行わないよう指導するなど、各社のコンプライアンス体制の確立や取組の一層の推進を要請する。併せて、事業者等のコンプライアンス意識の向上を図るため、国家公務員倫理規程等で定められている具体的なルール等について、事業者等を対象とした講習会を実施する。

中部地方整備局の取組をホームページで公表し、事業者に対して理解を求める取組を継続して実施している。また、事業者団体等との意見交換会など様々な機会を通じ、再発防止対策の趣旨や内容等及び推進計画に基づく中部地方整備局の取組について、本局及び各事務所の幹部職員が説明・周知するとともに、事業者等のコンプライアンス体制確立の要請を行った。

また、事業者団体（6月6日 静岡県建設業協会、10月7日 愛知県建設業協会）主催の事業者等を対象にした講習会において、適正業務管理官が講師となって、「事業者の立場から見た公務員との接触ルール」をテーマに講義を行った。

その他の取組として、庁舎受付や執務室入口等に入室ルールを掲示し、来庁者に対して協力依頼を行う取組を継続して実施した。

併せて、平成 28 年度不正事案の発生を受け、二度とこのような不祥事を起こさないという強い信念を恒常的に持ち、その信念が事業者等来庁者へも理解されるよう、組織と

しての「コンプライアンス宣言」を策定し、玄関や受付など職員や来庁者の目の付く箇所へ掲示する取り組みを継続して実施した。

※令和4年度 事業者団体への説明状況

【実施状況】79回（R5年3月末現在）

1. 対象団体

- ①工 事 関 係：各県建設業協会、（一社）日本埋立浚渫協会 等
- ②コンサルタント関係：（一社）建設コンサルタント協会 等

2. 実施状況

定期総会、意見交換会等で説明及び要請。

②有資格者業者への競争参加資格認定通知時の周知<再発防止>

競争参加資格の認定通知時等の機会に、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを同封し、事業者等に周知する。

競争参加資格の随時認定通知時に発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを同封し、事業者等に周知した。

③リーフレットの掲示の徹底<再発防止>

各所属のカウンター等、全ての応接対応箇所に、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットの掲示を引き続き徹底する。

各所属のカウンター等、全ての応接対応箇所に、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを掲示することについて、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じ継続して徹底を図った。

④退職準備セミナーにおける指導<再発防止>

退職者が再就職によって「利害関係者」となることもあることから、退職準備セミナーにおいて、退職後もコンプライアンス意識を堅持するよう指導する。

令和4年6月30日、令和5年3月10日に実施した退職準備セミナーにおいて、退職後もコンプライアンス意識を堅持するよう指導を行った。国家公務員倫理規程について事業者向けに作成された資料も活用した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

事業者等との不適切な接触が、平成28年不正事案の発生要因の一つとして挙げられることから、事業者等との接触に関するルールを強化し徹底する取組を進めてきた。

管理職員等が事業者等と飲食した場合には、相手方事業者等の氏名等を書面により届け出ることを周知し徹底を図った。コロナ禍の飲食機会の減少を経て一部に届出ルールの形骸化が懸念されることから、ルールの再周知、再徹底を実施する必要がある。併せて、国民の疑惑や不信を招かないよう、組織のみならず職員個人を守るためにも、事業者等との応接はオープンな場所で複数の職員により対応することが重要であ

ることから、事業者等との応接ルール等について職員への周知・徹底を図った。

事業者社員からの不当な働きかけが事案発生の端緒となっていることから、事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請に加え、事業者向けの講習を実施した。

職員アンケートでは、事業者等へのコンプライアンス保持の取組を続けていく必要があるとの意見も多く、引き続き周知・徹底を図っていく。また、職員から金品の要求等不適切な行為がなされた場合の通報窓口の周知や通報協力の要請も行う必要がある。

4. 風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり

A. 取組の実施状況

(1) 事業者等との組織的対応の継続《事前対応》

①事業者等との対応方法等で迷った時の相談体制の継続<再発防止>

部長、事務所長を補佐する立場にあり、日頃から職員と接する機会の多い本局及び事務所の幹部職員（各部次長クラス、事務所の副所長）等が、職員の相談相手となり組織的対応が図られる体制を継続する。

相談相手となる幹部職員等と所属職員は、日頃から相互にコミュニケーションの充実を図るように心がけ、各部長、事務所長等の指導の下、職員が抱えている課題を定期的に直接聞き取るなど、早期に組織として把握し、適切に対応する。

【相談窓口】

事務所 副所長、総務課長

本局 総括調整官、企画調整官、技術調整管理官、建設産業調整官、河川情報管理官、道路情報管理官、事業計画官、港政調整官、営繕調査官、用地調整官、適正業務管理官
各部筆頭課課長補佐・建設専門官（コンプライアンス担当）

日頃から職員と接する機会の多い本局及び事務所の幹部職員（各部次長クラス、事務所の副所長）を職員の相談相手として指定し、組織的対応が図られる体制を平成29年度より継続して確保してきたところ、不正事案を防止するためには相談しやすい環境を整備し、適切に対応できる体制を構築することが重要であるため、相談窓口に事務所の総務課長等を加え相談体制を拡充した。併せて、コンプライアンス携帯カードの裏面に相談窓口を記載し、相談しやすい環境を整備した。また、職員の相談役として指定されている幹部職員の部屋の入口に「コンプライアンス相談窓口」と明示する取組を継続した。

②具体的な対応例等の組織的な共有<再発防止>

現場で発生する具体的事例の対応方法について、実務経験者の体験談や学識経験者からのアドバイス等を参考にしつつ、意見交換を行う「事業連絡会議」を実施し、事業執行マネジメントを担い、職員からの相談の相手となる副所長を組織的に支援する体制を継続する。

各事務所において事業執行マネジメントを担い、職員からの相談相手となる副所長（技

術)を対象に、現場で発生することが考えられる具体事例の対応方法について、実務経験者の体験談や学識経験者からのアドバイス等を参考にしつつ、意見交換を行う「事業連絡会議」を開催し、風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくりに向けた組織的な支援体制の構築を継続した。

開催日時：令和4年9月2日

場 所：桜華会館

出席者：技術系副所長、本局各部官等 62名

法規制アドバイザー（学識経験者）：名古屋大学 稲葉一将教授

事業アドバイザー（実務経験者）：NPO法人建設技術サポートセンター

会議内容：講演「最近の官製談合防止法違反事例等について」（適正業務管理官）

グループ討議・意見交換

- ・会議に先立ちアドバイザー等から事前提供された課題についてグループ討議を実施
- ・会議では課題に対する違法性・不当性の検討、それに対する組織対応の必要性、風通しの良い職場環境づくりに関して意見交換

意見交換総括、講評（名古屋大学 稲葉一将教授）

（2）内部報告の匿名性確保等

①匿名性を確保した通報の周知<再発防止>

不正行為を見知った職員がためらうことなく報告できるよう、内部報告制度の重要性及び報告から調査段階まで報告者の匿名性を確保した報告システムであることの周知を図る。

職員が匿名での通報ができる新たなシステムを、職員向けイントラネットに掲示して、平成29年4月から運用を継続している。適正業務管理官等が実施しているコンプライアンス講習会及び職員研修で実施しているコンプライアンス講義の内容に含めて周知した。

（3）事業者等との組織的対応の継続《事後対応》

①端緒段階で不正を摘み取る組織的対応の継続<再発防止>

国家公務員倫理規程を守らせる組織的な対応を確実に実施できるように、コンプライアンス推進室長（事務所の副所長）を中心とした体制を継続し、端緒段階での対処方法を予め職員に指導するとともに、事業者等に対して、適正に対応できるようにする。

年度当初にWEB会議方式にて開催された「副所長（事務）会議（＝事務所コンプライアンス推進室長）」において、「令和4年年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画」の説明を行って体制の確立等を指示した。

適正業務管理官等が講師となり、オンデマンド方式で開催したコンプライアンス講習では、その内容に、「中部地方整備局発注者綱紀保持規程」に定めている事業者等との応接方法（事業者等から不当な働きかけを受けた場合）も含めて実施した。

職員研修では、計画された研修（含む管理職講習）においてコンプライアンスの講義を実施している。その内容に、「中部地方整備局発注者綱紀保持規程」に定めている事

業者等との応接方法（不当な働きかけを受けた場合）も含めて実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくりに向けて各取組を実施した。事業を進めるうえで日常的に現場において発生する課題を、職員が一人で抱え込んでしまうことがないように、日頃から職員と接する機会の多い本局及び事務所の幹部職員（各部次長クラス、事務所の副所長）に加え、不正事案を防止するためには相談しやすい環境を整備し、適切に対応できる体制を構築することが重要であるため、相談窓口には事務所の総務課長等を加え相談体制を拡充した。幹部職員等は、機会を捉えて直接聞き取るなど、職員の相談相手となることで組織的な対応が図られるよう相談体制を確保し、相談相手となる幹部職員の部屋の入口に相談窓口の表示を継続し周知徹底を図った。

また、不正行為の端緒段階で組織的な対応ができるよう、職員が通報を臆することなく匿名での通報ができるシステムを、職員向けイントラネットに掲示して、平成29年4月から運用を開始し、講習会等においても周知を図った。

さらに、風通しの良い職場づくりが職員間のコミュニケーションを向上させ、不正が起こりにくい風土を作っていくとの認識の元、コンプライアンス・ミーティング等の機会を利用して意識の浸透を図った。

職員へのアンケートの結果においては、内部通報や報告、相談について「通報・報告しない（静観する）」理由として、納得のいく対応を行ってもらえるか疑問、秘匿性に不安があること、不利益な取扱いを受ける可能性がありそうという意見が依然として見受けられるので、通報された情報の取扱いについて、コンプライアンス講習会等を通じて丁寧な周知を図り、今後も丁寧な周知・説明が必要である。

5. 入札契約関係の情報管理の徹底

A. 取組の実施状況

（1）入契委員会の運営や入札契約方式の見直し

①入契委員会の構成員の限定化＜再発防止＞

業務上技術評価点を知る必要のない工事発注担当課長は、公告文審査段階の入契委員会のみ出席することとし、構成員を限定化する。

また、入契委員会資料のマスクングを徹底する。

全事務所の入札・契約手続運営委員会の運営要領を改正し、平成29年2月1日以降、工事発注担当課長の出席については、公告文審査段階の入契委員会のみ限定化している。

入札・契約手続運営委員会資料のマスクングについては、同時提出方式以外の工事について、本店所在地等を初めとした参加企業固有情報のマスクングの周知徹底を継続した。

②技術評価点の審査時期の後倒し＜再発防止＞

入札前には技術評価点に関する情報を知り得ないよう、入札後の入契委員会で技術評価に関する審査を実施することを徹底する。

入札書と技術資料の同時提出方式の拡大を全工事に適用したことにより、技術資料等の評価審査の時期が入札（参加申請）後となっている。

③同時提出方式の適用工種等の拡大の試行継続<再発防止>

高知談合を踏まえた本省通知により、同時提出方式は、事務所で発注する施工能力評価型の3億円未満の一般土木C等級の工事に適用することとなっているが、全工種への適用拡大の試行を継続する。また、本局で発注する全工種の工事においても同時提出方式の適用拡大の試行を継続する。

一般競争総合評価落札方式の施工能力評価型を採用する工事及び技術提案評価型S型を採用する工事について平成29年8月1日より、全工種を対象に同時提出方式を継続している。

(2) 情報管理の徹底

①予定価格等の積算にかかる厳格な情報管理<再発防止>

情報管理責任者であっても、入札締切日以前に予定価格等が把握できないよう改良した土木積算システムを運用して、情報管理を徹底する。

入札締切日以前に予定価格等が把握できないよう土木積算システムを改良し、入札締切日（予定価格等の閲覧が可能となる日）を設定する者（副所長等）と予定価格下調べ調書を作成する者（発注担当課長等）に別々に権限を与えることによって、入札締切日以前に予定価格等を把握できる者をなくす運用を平成29年4月1日より継続している。

②技術審査データの厳格な管理<再発防止>

本局における技術審査データ（技術資料、技術提案書）の管理を一元化するために技術審査支援システムを運用し、審査のプロセス毎にアクセス権限を付与することとし、併せてアクセスログ保存等を行うことでセキュリティ強化を図る。

平成30年度4月当初から技術審査支援システムの運用を継続した。

③技術提案書の厳格な情報管理<再発防止>

事務所等における技術提案書の厳格な情報管理のため、担当職員に技術提案書の情報管理の重要性を認識させるとともに、本局から事務所等への技術提案書の送達及び事務所等における管理、処分等の取扱いについて、厳格な情報管理を徹底する。

本局から事務所等への技術提案書の送達方法及び事務所等における管理、処分等の取扱いを定め、担当職員等に周知徹底し情報管理の厳格化を継続した。

④発注担当職員の情報管理の徹底<再発防止>

発注担当職員に対して担当外の職員から情報を求める行為についても、いわゆる「不当な働きかけ」としての報告対象とし、発注者綱紀保持担当者への報告を徹底する。なお、職員が不当な働きかけを行った事業者等に対して、「応じられない」

旨及び「記録・公表される」旨を伝えた際に、事業者等が発言を取り消した場合等についても、発注者綱紀保持担当者への報告を徹底する。

平成 29 年 3 月に中部地方整備局発注者綱紀保持規程を改訂し、中部地方整備局の発注担当職員に対して担当外の中部地方整備局職員から情報を求める行為についても、いわゆる「不当な働きかけ」に当たることとし、発注者綱紀保持担当者への報告対象とした。職員が不当な働きかけを行った事業者等に対して、「応じられない」旨及び「記録・公表される」旨を伝えた際に、事業者等が発言を取り消した場合等についても、発注者綱紀保持担当者への報告を徹底するために、コンプライアンス講習で説明した。また、中部地方整備局で計画された職員研修等の 1 コースにおいても、コンプライアンスに関する講義で説明した。加えて、今年度から工事契約に加えて建設コンサルタント業務等に係る発注事務も情報管理責任者及び当該情報を業務上取り扱う者の指定の対象に追加し、「情報管理責任者・業務上取り扱う者指定簿」を作成した後に指定された職員に写しを送付して情報管理を徹底させた。

また、今年度、発注担当職員に対して担当外の職員から情報を求める行為のあった「関東地方整備局利根川下流事務所発注工事に係るコンプライアンス違反」の事案をテーマにコンプライアンス・ミーティングを実施し、情報管理の重要性について、理解・意識の向上を図った。

(3) 積算と技術審査・評価の分離

①本局発注工事における分離体制の確保<再発防止>

本局発注工事において、技術提案書の評価を専門の技術審査担当部署で行い、引き続き、積算と技術審査・評価の分離体制を確保する。

本局発注工事において、平成 29 年 4 月より予定価格等の作成（積算）と公告文案の作成は工事発注担当課で行い、競争参加者の資格審査、技術審査等は企画部技術検査室で行うこととした。技術検査室は個室内で審査を行っており、取り扱う書類も鍵付きのロッカーで管理するなど、完全に分離された環境で適切に業務を遂行することで情報管理の強化を継続した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

入札契約等の業務上知りうる情報の漏えいが、不正事案の発生要因の一つとして挙げられることから、入札契約方式等における不正が起こりうる余地を無くすよう、入札契約関係の情報管理の徹底に向けた各取組を進めた。なお、本局における技術審査データ（技術資料、技術提案書）については、契約課、技術審査担当部署において、それぞれで管理されていたことから、これらを一元管理するとともにアクセス状況を監視することでセキュリティ強化を図る技術審査支援システムを構築し、平成 30 年度 4 月当初からの運用を継続している。

昨年度の北海道開発局に続き、今年度は、関東地方整備局において、発注事務に係る秘密情報の漏洩事案が発生したところであり、また、今年度から、工事契約に加えて建設コンサルタント業務等に係る発注事務も情報管理責任者及び当該情報を業務上取り扱う者の指定の対象としたことから、入札契約関係の情報管理の徹

底に引き続き取り組む。

6. 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

A. 取組の実施状況

(1) 再発防止策のフォローアップ <再発防止>

再発防止策を踏まえたコンプライアンス推進計画に基づく取組の進捗状況や効果等を事務所単位で開催する講習会の際の確認や以下に掲げる取組によって検証し、必要な見直しを行う等、適切にフォローアップを行う。

なお、「事業者との飲食の届出」及び「少人数官署における受付名簿による対応」については、各事務所の状況を定期的に推進本部会議へ報告する。

事務所等における取組状況については、中間（9月）及び年度末（2月）の2回、コンプライアンス推進室長による点検報告を実施するとともに、報告された内容（創意工夫ある取組等）を情報共有することにより、各事務所の主体的な取組の促進を図った。「事業者との飲食の届出」については毎月、「少人数官署における受付名簿による対応」については、前述の点検報告の中で各事務所の状況を推進本部会議へ報告した。

(2) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

コンプライアンス推進責任者から取組状況に関する報告の聴取やコンプライアンス推進室長（副所長等）による点検報告により取組の着実な実施を図るとともに、報告された内容（創意工夫ある取組等）を各事務所のコンプライアンス推進責任者と情報共有することにより、事務所等における主体的な取組の促進を図る。また、前年度のコンプライアンスに関する取組の結果について、ホームページで公表し、引き続き透明性の確保を図る。

令和4年10月4日開催の管内事務所長会議の中でコンプライアンス推進責任者から取組状況に関する報告の聴取を行うとともに、報告された内容は各事務所のコンプライアンス推進責任者等と情報共有した。

中部地方整備局におけるコンプライアンスの取組については、前年度の推進計画の実施状況等をコンプライアンス報告書として取りまとめ、中部地方整備局ホームページで公表し、透明性の確保を図った。

(3) 意識調査の実施

コンプライアンス意識及び取組に関して職員へのアンケート調査を実施し、取組の効果についての検証を行う。

12月に全職員を対象に、職員のコンプライアンス意識等についてのアンケート調査を実施し、取組の効果についての検証を行った。職員アンケートでは、97.2%の職員が、今年度のコンプライアンス推進計画の取組はコンプライアンス意識の向上に効果があったと回答し、72.6%の職員が、今年度の取組により、昨年度に比べコンプライアンス意識が向上したと回答した。また、下位役職や若年層ほど、意識が向上したと感じている割合が多い傾向にある。

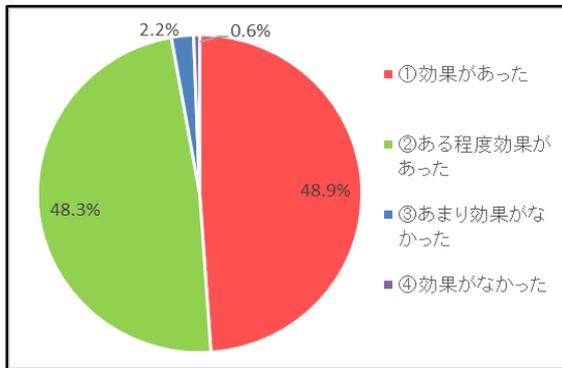
効果があったと思う取組は、①コンプライアンス・ミーティング、②eラーニング、③コンプライアンス講習が上位3つの取組であった。

取組全体のボリュームについては、62%の職員が、「ちょうど良い」としている一方、34%の職員が、「多い」「少し多い」と回答しており、管理職や高齢層ほど取組に対する負担感が大きくなっている傾向がうかがえる。

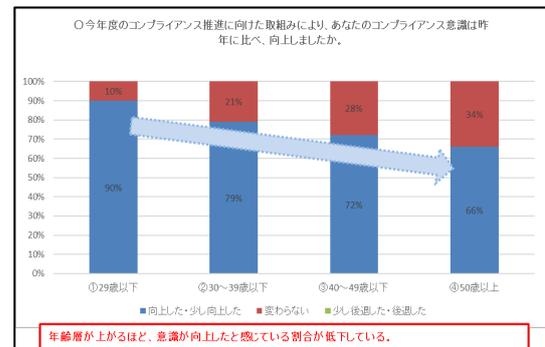
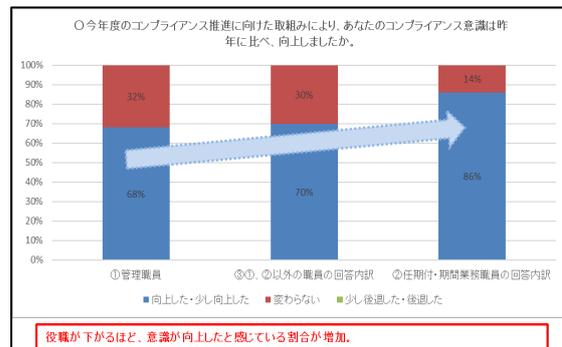
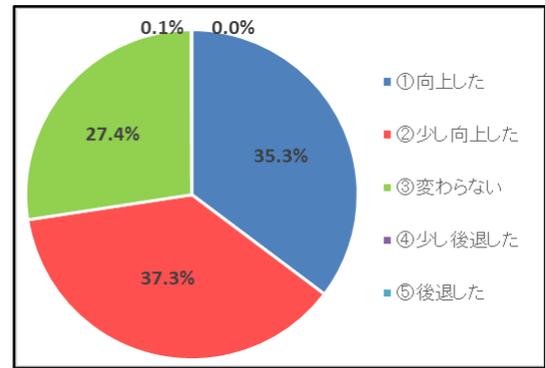
こうした結果を踏まえ、各種取組の実施方法を工夫していく必要がある。

また、これまでの取組を継続することが大切との意見が多かった一方、取組の工夫や実施時期の見直しを求める意見もあった。

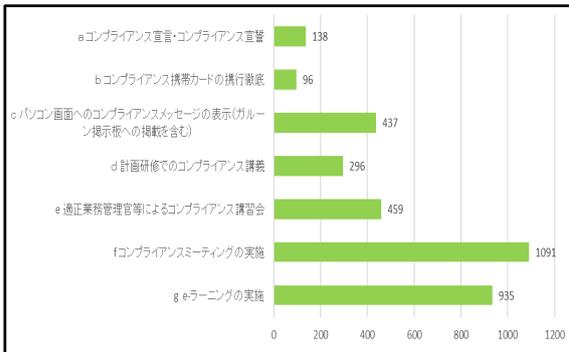
○今年度のコンプライアンス推進に向けた取り組みは、あなたのコンプライアンス意識の維持・向上に効果がありましたか。



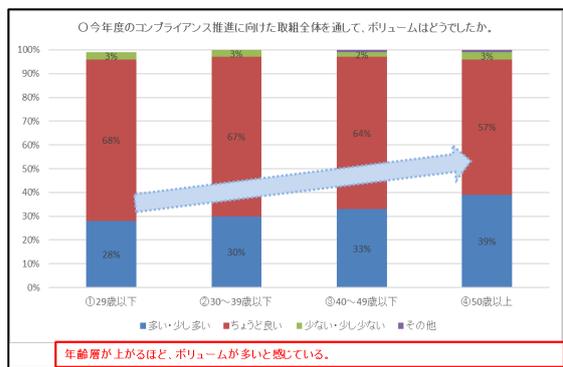
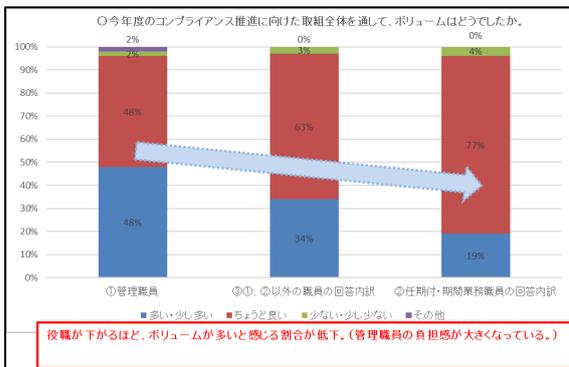
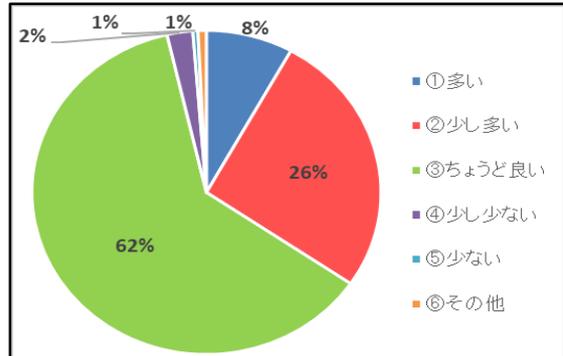
○今年度のコンプライアンス推進に向けた取組により、あなたのコンプライアンス意識は昨年に比べ、向上しましたか。



○今年度のコンプライアンス推進に向けた取組（再発防止策）である「職員のコンプライアンス意識の一層の醸成」のうち、効果があったと思うものは何ですか。【複数回答可】



○今年度のコンプライアンス推進に向けた取組全体を通して、ボリュームはどうでしたか。



(4) 監査機能の充実<再発防止>

再発防止策を踏まえたコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況を、引き続き一般監査実施計画の監査項目に加え、内部監査を実施する。監査結果については、内容を十分精査の上、コンプライアンス推進の取組等へ適宜反映を行う。

令和3年度一般監査により推奨された事例、指摘された事項については、令和4年4月14日に開催したコンプライアンス推進室長会議で情報共有を図った。

令和4年度一般監査実施計画書において、中部地方整備局コンプライアンス推進計画、九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に対する再発防止の以下の取組を監査の重点項目として実施した。

- 1) 職員のコンプライアンス意識の一層の醸成
- 2) 「事業者等」との接触に関するルールの強化
- 3) 風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり
- 4) 入札契約関係の不正事案に対する再発防止の取組
 - ①発注担当職員の責務
 - ②情報管理の徹底

監査の結果、一部に「情報管理責任者・業務上取り扱う者指定簿」と業務の実態が整合していない事例やアクセス制限フォルダに非対象者が設定されている事例が見受けられたことから、全事務所等のコンプライアンス推進室長を通じて情報管理責任者による業務分担表と「情報管理責任者・業務上取り扱う者指定簿」のチェック及びアクセス制限フォルダのアクセス権限者と「情報管理責任者・業務上取り扱う者指定簿」の関連チェックを実施するよう指示し速やかな是正を図った。

B. 検証（評価）

【自己評価】

コンプライアンス推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証として各取組を実施した。一般監査実施計画においては、再発防止策を踏まえたコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況を監査項目に加え監査を実施し、監査結果を踏まえてフォローアップを行った。

今後、アンケート調査の結果も踏まえつつ、継続して取り組んでいくこととする。

7. その他

A. 取組の実施状況

(1) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑制効果の一端を担う観点から、事務所ごとの年間を通じた応札状況の傾向等について、引き続きホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る。

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所（管理所）ごとの一般土木工事（C等級）又は港湾土木工事（B等級）における各月・各年度の平均落札率や受注者別の年間受注額及び受注割合を、中部地方整備局ホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る取組を継続して実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

応札状況の情報公開は、年間を通じた応札状況の傾向を中部地方整備局のホームページで公表することにより、職員の平均落札率などの推移に対する意識を高めるとともに、外部から閲覧されることにより入札談合の抑止効果も期待できるため、今後も継続していく。

8. コンプライアンス推進体制

中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進・保持を効果的・効率的かつ自律的に推進するため、局長を本部長とする中部地方整備局コンプライアンス推進本部及び推進本部決定により、本局及び各事務所（管理所）に設置したコンプライアンス推進室によるコンプライアンス推進体制を継続する。

また、再発防止策に基づき、平成29年度より追加した以下の体制を継続する。

- (1) 発注者綱紀保持担当者として、適正業務管理官と事務（管理）所長を配置。（事務（管理）所長は平成29年度より追加。）
- (2) 本局及び事務所の幹部が相談相手となり、組織的対応が図られる体制を継続。
- (3) 端緒段階で不正を摘み取るために、コンプライアンス推進室長（事務所の副所長）を中心とする体制を継続。
- (4) 専門的な判断ができる外部有識者を招き、(2)の相談相手を組織的に支援する事業連絡会議を継続実施。適正業務管理官は、コンプライアンス推進の実務的な総括責任者として、本局各部・各事務所に対する指導・調整や関係機関との対外的な調整等を行う。

また、外部有識者で構成される中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会において、推進計画等の改善に向けた意見・提言を受けながら、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制を堅持する。

A. 取組の実施状況

中部地方整備局では、平成 24 年に発覚した高知県内における入札談合事案を受け、中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、平成 24 年 11 月 16 日に中部地方整備局コンプライアンス推進本部規則を制定し、同年 11 月 20 日付けで、中部地方整備局長を本部長とする「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、また、年度毎に作成・決定する推進計画に、外部からの意見等を反映させるため、平成 24 年 11 月 16 日に「中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」を設置した。

さらに、推進本部の決定により、推進本部の活動を補佐し、推進計画を効果的・効率的に推進するために、平成 24 年 11 月 20 日付けで「中部地方整備局コンプライアンス推進室」（以下「推進室」という。）を設置した。推進本部は、以下のとおり推進本部会議を開催し、推進室からの報告等により推進計画の実施状況を把握し、中部地方整備局におけるコンプライアンス推進の強化を図ってきた。コンプライアンス推進本部会議の内容は、各事務所等コンプライアンス推進室長（事務所副所長等）を通じて周知徹底を図った。併せて、会議資料を職員向けイントラネットに掲示した。

※参考：コンプライアンス推進本部会議開催実績一覧

令和 4 年度 コンプライアンス推進本部会議

開催日	会議名	議事内容
R4. 4. 27	第 108 回 推進本部会議	活動状況報告(3月～4月)及び今後の取組計画について
R4. 5. 30	第 109 回 推進本部会議	活動状況報告(4月～5月)及び今後の取組計画について
R4. 6. 24	第 110 回 推進本部会議	活動状況報告(5月～6月)及び今後の取組計画について
R4. 7. 25	第 111 回 推進本部会議	活動状況報告(6月～7月)及び今後の取組計画について
R4. 8. 30	第 112 回 推進本部会議	活動状況報告(7月～8月)及び今後の取組計画について
R4. 9. 27	第 113 回 推進本部会議	活動状況報告(8月～9月)及び今後の取組計画について
R4. 11. 1	第 114 回 推進本部会議	活動状況報告(9月～10月)及び今後の取組計画について
R4. 11. 29	第 115 回 推進本部会議	活動状況報告(10月～11月)及び今後の取組計画について
R4. 12. 20	第 116 回 推進本部会議	活動状況報告(11月～12月)及び今後の取組計画について
R5. 2. 7	第 117 回 推進本部会議	活動状況報告(12月～1月)及び今後の取組計画について
R5. 2. 28-	第 118 回 推進本部会議	活動状況報告(1月～2月)及び今後の取組計画について
R5. 3. 27	第 119 回 推進本部会議	令和 4 年度中部地方整備局コンプライアンス報告書について 令和 5 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について

※参考：中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会開催実績

中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会（以下「委員会」という。）は1回開催された。

（中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会委員）

委員長：熊田 均 弁護士
委員：上田 圭祐 公認会計士
〃：柴田 義朗 弁護士
〃：豊田 雄二郎 中日新聞社 論説委員
〃：横溝 大 名古屋大学大学院 教授

（令和4年度末現在、委員は五十音順・敬称略）

・第13回委員会

日時：令和5年3月9日（木）10:00～11:30

出席委員：熊田委員長、上田委員、柴田委員、豊田委員、横溝委員

議事：令和4年度 中部地方整備局コンプライアンス報告書（案）について

令和5年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について

B. 検証（評価）

【自己評価】

コンプライアンス推進本部会議を毎月1回開催し、本部長から各事務所に対しコンプライアンスの推進について指示を行い内部統制を堅持した。コンプライアンス推進本部会議の内容は、コンプライアンス推進室長（事務所副所長等）を通じて周知徹底を図った。併せて、会議資料を職員向けイントラネットに掲示した。

また、コンプライアンス・アドバイザー委員会を開催し、委員からいただいた改善に向けた提言を踏まえて推進計画の策定を進めた。

各事務所のコンプライアンス推進室は事務所独自の取組等、事務所におけるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進するうえで機能した。

適正業務管理官は、本局各部・各事務所のコンプライアンス推進担当者を指導するとともに、他の地方整備局の適正業務管理官とも意見交換を行い、コンプライアンス推進の中心的な役割を果たした。

9. アドバイザー委員会の評価・意見

令和5年3月9日に開催された「第13回中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」において「令和4年度中部地方整備局コンプライアンス報告書」について了承を得た。委員からは、令和4年度の取組結果に対するもののほか、資材調達等の不正事案の発生を受けた様々な意見が出された。主な意見は次のとおりである。

- ・今回の不正事案発生により、これまでのコンプライアンスの取組は全否定されたに等しい。倫理観だけに頼るのは限界がある。不正は起こることを前提として、どうやって発見していくかに、取組をシフトしていくべきではないか。
- ・全体的に取組が多すぎ、職員の負担が大きいと思われる。もう少し絞って、メリハリをつけて行う方がよい。
- ・非常に充実したコンプライアンスの取組の内容だと感じる。特に、事務所長等に対する講習の取組を令和4年度から始めた点は、重要である。
- ・資材調達等に係る不正事案が行われたのは、令和4年度の取組以前の話ではあるが、不正事案を防げなかったのは残念である。取組の中で、実は機能しない要因、理由があるのではないか。今後、事実の解明とともに、十分に分析して、改善に取り組んでいただきたい。
- ・倫理観の醸成は大切である。人は、時が経つと忘れてしまうので、継続的に取組を行っていかねばいけない。事例を取り上げて議論するグループミーティングは、良い取組だと思う。

まとめ

中部地方整備局では、平成28年度に相次いで職員が逮捕されるという、極めて深刻な事態の発生に、強い危機感を持ち、損なわれた国民からの信頼を回復し地域の信頼を取り戻すため、「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」で取りまとめられた再発防止策をベースに毎年度推進計画を策定し、各種取組を継続・強化してきたところである。

今年度の推進計画に基づく各種取組については、概ね計画どおりに実行することができ、職員アンケート調査の結果においても、回答のあった職員の97.2%の職員から、コンプライアンス意識の維持、向上に効果があったとの回答が得られ、また、72.6%の職員から、今年度の取組により、昨年度に比べコンプライアンス意識が向上したとの回答が得られたことは、コンプライアンス推進に係る取組によりコンプライアンス意識の醸成やその重要性の認識が深化した結果であると考えられます。

しかしながら、令和4年度においても、関東地方整備局において発注工事に係るコンプライアンス違反が発生し、その後まもなく、中部地方整備局においても、工事現場内で私的な現場案内中の事故が発生するなど、国民の信頼を裏切る不祥事が立て続けに発生していることから、コンプライアンス推進の取組を引き続き進めて行く必要があります。

令和5年度においては、今年度の取組結果や関東地方整備局で発生した不正事案等を踏まえ各種取組の工夫・見直し等を行い、令和5年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画を策定し、引き続き、再発防止を図る取組を強い決意を持って実行することとする。併せて、業務全般における法令遵守の徹底にも留意して、組織一丸となって引き続きコンプライアンスを徹底し、国土交通省に対する社会的要請に応え、社会的責任を果すべく取組を強力に推し進めていくこととする。

なお、令和5年1月24日に中部地方整備局発注の資材調達に関して、名古屋港湾事務所

の元事務所長が入札談合等関与行為防止法違反等の容疑で逮捕された事案に関して、外部有識者からなる第三者委員会の再発防止等の提言等が取りまとめられた後は、これを踏まえた再発防止策を具体化し、コンプライアンス推進計画に追加的に取り込み、年間計画との調整・変更を行いながら取組を推進していくこととする。